

第65回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2024年3月28日(木曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号

公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

目次

第65回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33
株主総会参考書類	39



アグロ カネショウ株式会社

証券コード 4955

招集ご通知

株主各位

証券コード 4955
2024年3月13日
(電子提供措置の開始日2024年3月6日)

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

アグロ カネショウ株式会社

代表取締役社長 榎引 博敬

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.agrokanesho.co.jp>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード(4955)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って**2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使して**くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号

公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第65期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



◀こちらを切り取ってご返送ください。

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。



詳細につきましては4頁をご覧ください。▶

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時30分まで



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

詳細につきましては5頁をご覧ください。▶

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時30分まで

- 1 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 2 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時

場所 公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めの行使をお願い申し上げます。

「スマート行使」によるご行使

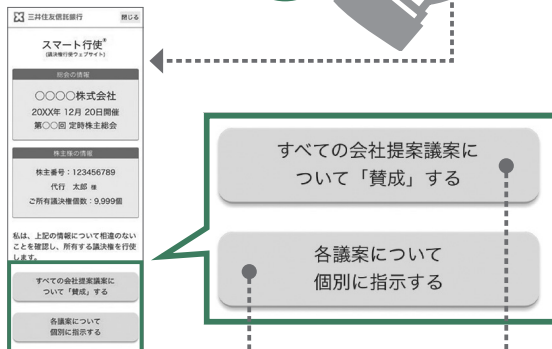
1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



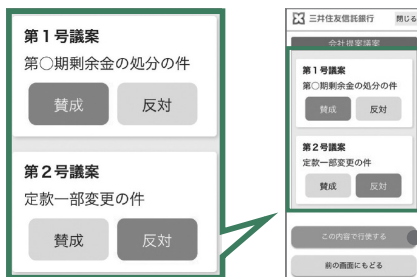
2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



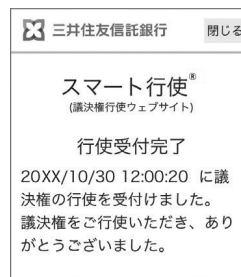
各議案について個別に指示する場合

3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



すべての会社提案議案について「賛成」する場合

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



【議決権再行使のお手続き方法について】

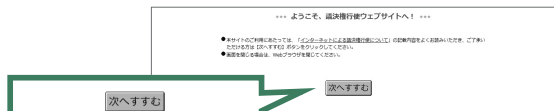
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

(パソコンとスマートフォンどちらもご利用いただけます)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

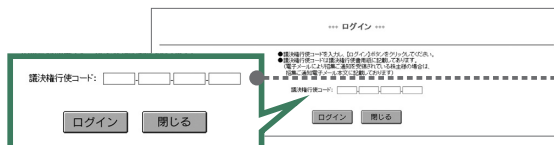


「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



2 ログインする

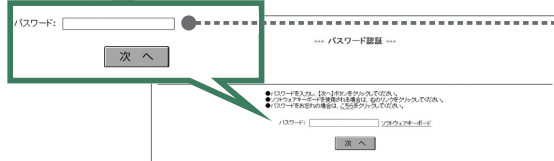


「議決権行使コード」*を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使イメージ



3 パスワードを入力



「パスワード」*を入力し、「次へ」をクリック

*「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの
操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

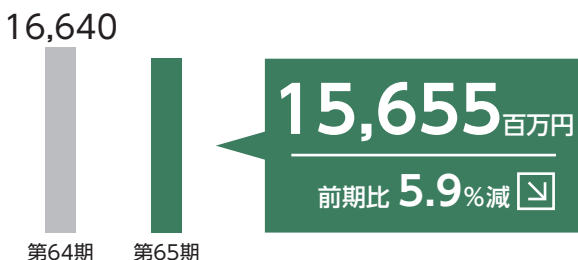
(1) 全般的概況

農業を取り巻く環境は、世界の人口増加に伴う食糧需要の拡大から、農業生産は今後も拡大するものと考えられ、世界の農薬市場は、農業生産の拡大から成長基調が継続しております。国内農業では、農業生産者の減少及び高齢化が進んでいる一方で、大規模生産者や農業法人の増加など農業生産構造の変化が現れてきております。このような中、国内農薬業界におきましては、改正農薬取締法（2018年12月施行）により一層の農薬の安全性向上が要求されており、国内の既登録農薬についても最近の科学的知見に基づいた安全性等の再評価が必要となっております。また、世界農薬市場におきましては、国内に先行し農薬登録制度の見直しが行われており、農薬使用時や残留農薬の安全性評価に留まらず生態系に対する環境影響評価が強化され、多くの既存薬剤の登録の失効・淘汰が進んでいます。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等、国際情勢の悪化により資源価格の高騰が続くなど、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような情勢の中で当社グループは、経営理念である「我が信条」（お客様のため、社員のため、社会のため、株主のためという4か条）ならびに「どこまでも農家とともに」をモットーとして研究開発・技術普及・生産・販売を展開しております。当社グループは、創業以来の経営理念を堅持しつつ100年企業を目指すために、「Lead The Way 2025」をスローガンとした長期事業計画とともに、新中期事業計画(2022年-2025年)を策定し、企業価値の向上に努めております。

■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



研究開発部門では、安全・安心な化学合成農薬の創出、生産現場のニーズに合致した製品の研究開発に加え、他社からの製品導入や無形資産の買収に取り組み、ポートフォリオの拡充に努めております。欧州の「Farm to fork」や日本の「みどりの食料システム戦略」に掲げられる生物多様性や脱炭素化が農業生産における社会課題として大きくクローズアップされ、当社を取り巻く事業環境の変化が予見される状況下、従来の化学合成農薬の範疇にとらわれることなく、IPM（総合的病害虫・雑草管理）に資する農薬や資材を展開するため、研究部内にバイオリジカル・ソリューション室を新設し、微生物農薬や天敵資材等の普及拡大のための技術支援および新剤の開発に取り組んでおります。

生産部門では、東京電力福島第一原子力発電所事故による福島工場の操業停止から13年となる中、山口工場はその代替工場として2018年11月に建設され、2021年2月にISO9001の認証を取得しました。茨城工場・直江津工場と併せて自社生産体制の向上により、製品の安定供給とコスト削減に取り組むとともに、品質保証と顧客満足の向上に努めております。また、農薬製造における技術やノウハウの確立及び継承、製剤研究から工業生産場面へのシームレスな技術移管を目的に、生産本部と研究開発本部との組織横断的な「応用技術研究室プロジェクト」を立ち上げ、100年企業を目指した製剤技術の伝承・発展のためのプロジェクトを推進いたします。なお、山口工場は西日本の物流拠点としての機能を備えており、東日本の物流拠点である所沢物流倉庫と併せた効率的な運用による一層のサービス向上に努めてまいります。

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故による営業損害につきましては、東京電力ホールディングス株式会社に対し損害賠償訴訟を係属中であります。

■ 経常利益

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



技術普及部門では、農業生産者への適切な技術情報の提供に加えて、土壌分析室を活用し、農業の根幹となる土づくり、土壌のセンチュウ対策、病害虫診断の支援活動を拡大しています。さらに、グローバルGAP認証取得支援ならびに地域の農業・栽培問題解決のための研究実践農場（カネショウファーム）の運営も全国8か所にて展開し、これらのサービス提供により地域農業や農業生産者への貢献に努めております。また、新型コロナウイルス感染拡大時に強化した「お客様相談窓口」は継続し、能動的に製品の技術情報などお客様のお問い合わせに対応するとともに、農薬の基礎情報、安全使用啓発、当社商品情報をお客様に提供する目的でWebツールを利用し「カネショウゼミナール」をWebにて2023年9月より開始し、お客様との関係強化に努めてまいります。

海外事業部門では、主力製品「カネマイトフロアブル」の登録が世界53か国で認可され、更に5か国で開発を進めております。また、アセキノシル新製剤である「Veto 30SC」は、2021年10月に米国カリフォルニア州で登録が認可されて以降、全世界的に開発を進めてまいります。「ネマキック粒剤・液剤」については現在10か国で登録が認可され今後も登録国の拡大に取り組んでまいります。また、海外子会社を通じて全世界で「バスアミド微粒剤」、「D-D」の登録維持・拡大・販売活動を継続し、韓国においては現地販売会社・小売店・農家に対する直接的な支援を強化してまいります。

当連結会計年度においては、主にダニ剤「カネマイトフロアブル」が国内、海外向け、特に欧州を中心に好調で売上に貢献しましたが、主要剤である土壌消毒剤の「バスアミド微粒剤」は海外では好調でしたが、その他の土壌消毒剤が前連結会計年度を下回り、売上高、営業利益及び経常利益は前連結会計年度に対し減少しました。なお、米州向け「カネマイトフロアブル」が現地で保管中に品質が劣化したため、営業外費用で3億5千万円の製品補償費を計上しました。当社の連結子会社である株式会社KANESHO CHPに関する特別利益（債務免除益）2億2千4百万円を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。

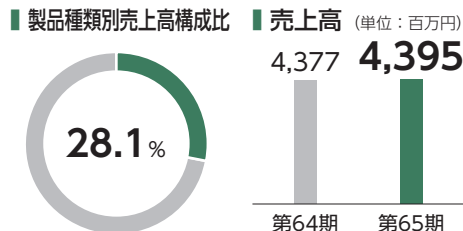
この結果、当連結会計年度の売上高は156億5千5百万円（前連結会計年度比5.9%減）、営業利益は13億7千8百万円（前連結会計年度比16.5%減）、経常利益は11億7百万円（前連結会計年度比35.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億5百万円（前連結会計年度比34.0%減）となりました。

(2) 事業別概況

当社グループは農薬の製造、販売事業の単一セグメントであります。製品の種類の営業概況は次のとおりであります。

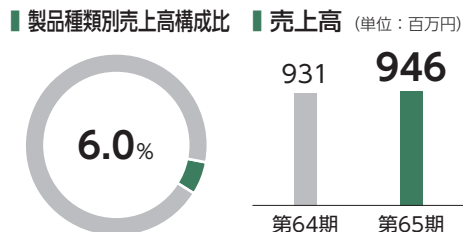
1 害虫防除剤

国内では「テデオナ剤」、「ダーズバンDF」の販売終了によるマイナス要因や、「バイスロイドEW」、「サムコルフロアブル」、「チューンアップ顆粒水和剤」、「アルバリン粒剤」が前連結会計年度を下回りましたが、「カネマイトフロアブル」、「ペンタック水和剤」、「エコマイト顆粒水和剤」、「アルバリン顆粒水溶剤」、「ヨーバルフロアブル」が前連結会計年度を上回りました。海外では「カネマイトフロアブル」がスペインを中心とした欧州等で好調に売上を伸ばし、害虫防除剤全体では前連結会計年度を上回る結果となりました。この結果、売上高は43億9千5百万円（前連結会計年度比0.4%増）となりました。



2 病害防除剤

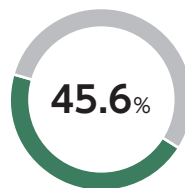
「兼商クプロシールド」、「モレスタン水和剤」、「アフエットフロアブル」が前連結会計年度を下回りましたが、「キノンドーフロアブル」、「キノンドー顆粒水和剤」、「ストライド顆粒水和剤」が前連結会計年度を上回ったため、病害防除剤全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は9億4千6百万円（前連結会計年度比1.6%増）となりました。



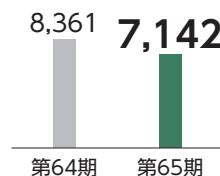
3 土壌消毒剤

国内では「ネマキック粒剤」、「バスアミド微粒剤」及び「D-D」と土壌消毒剤全体が前連結会計年度を下回りました。海外では「バスアミド微粒剤」は欧州、中南米等で前連結会計年度を上回りましたが、「D-D」が前連結会計年度を下回り、土壌消毒剤全体で前連結会計年度を下回りました。この結果、売上高は71億4千2百万円（前連結会計年度比14.6%減）となりました。

製品種別売上高構成比



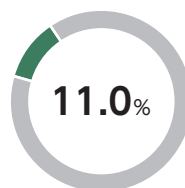
売上高 (単位:百万円)



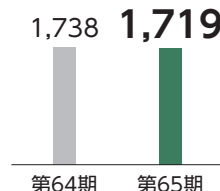
4 除草剤

「カソロン粒2.5」、「クリアホープ」が前連結会計年度を上回りましたが、「モゲトン粒剤」、「アークエース1キロ粒剤」が前連結会計年度を下回り、除草剤全体で前連結会計年度を下回りました。この結果、売上高は17億1千9百万円（前連結会計年度比1.1%減）となりました。

製品種別売上高構成比



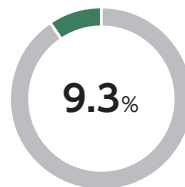
売上高 (単位:百万円)



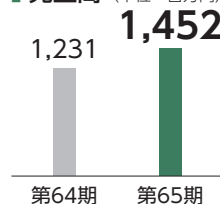
5 その他

展着剤、園芸用品、植調剤が前連結会計年度を上回り、4月から販売を開始した「生物農薬」も売上増加に寄与し、その他全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は14億5千2百万円（前連結会計年度比17.9%増）となりました。

製品種別売上高構成比



売上高 (単位:百万円)



2. 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関等からの借入により充ちました。

3. 企業集団の設備投資等の状況

当社グループは、生産設備の効率化及び研究開発力の強化などを目的とした投資を行っております。

当連結会計年度の設備投資額は2億2千6百万円であります。

4. 企業集団及び当社の製品種類別売上高推移

(1) 企業集団の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期	第64期 2022年12月期	第65期 2023年12月期 (当連結会計年度)
農 業	害虫防除剤	3,950,916 (26.0%)	4,234,873 (28.0%)	4,377,817 (26.3%)	4,395,656 (28.1%)
	病害防除剤	983,924 (6.5%)	893,118 (5.9%)	931,051 (5.6%)	946,042 (6.0%)
	土壌消毒剤	7,565,218 (49.8%)	7,250,906 (48.1%)	8,361,701 (50.3%)	7,142,064 (45.6%)
	除草剤	1,565,657 (10.3%)	1,587,445 (10.5%)	1,738,695 (10.4%)	1,719,290 (11.0%)
	その他	1,137,666 (7.4%)	1,138,884 (7.5%)	1,231,449 (7.4%)	1,452,050 (9.3%)
合 計	15,203,384 (100.0%)	15,105,229 (100.0%)	16,640,716 (100.0%)	15,655,104 (100.0%)	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2) 当社の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期	第64期 2022年12月期	第65期 2023年12月期 (当期)
農 業	害虫防除剤	3,926,633 (30.5%)	3,937,305 (31.1%)	4,352,512 (31.3%)	4,364,598 (33.3%)
	病害防除剤	983,924 (7.6%)	893,118 (7.0%)	931,051 (6.7%)	946,042 (7.2%)
	土壌消毒剤	5,272,388 (40.9%)	5,118,568 (40.4%)	5,671,715 (40.8%)	4,624,258 (35.3%)
	除草剤	1,562,939 (12.1%)	1,581,122 (12.5%)	1,729,784 (12.4%)	1,712,886 (13.1%)
	その他	1,136,752 (8.9%)	1,138,884 (9.0%)	1,231,090 (8.8%)	1,451,126 (11.1%)
合 計	12,882,638 (100.0%)	12,668,998 (100.0%)	13,916,154 (100.0%)	13,098,912 (100.0%)	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期	第64期 2022年12月期	第65期 2023年12月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	15,203,384	15,105,229	16,640,716	15,655,104
経常利益	(千円)	1,177,705	1,282,843	1,707,671	1,107,014
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	489,958	365,511	917,695	605,625
1株当たり当期純利益		39円06銭	29円50銭	74円04銭	50円24銭
純資産額	(千円)	21,370,169	19,897,979	20,788,469	20,712,414
総資産額	(千円)	28,977,552	26,610,063	28,070,295	27,258,435

(注1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期	第64期 2022年12月期	第65期 2023年12月期 (当期)
売上高	(千円)	12,882,638	12,668,998	13,916,154	13,098,912
経常利益	(千円)	1,866,243	1,831,535	1,010,132	768,471
当期純利益	(千円)	1,421,890	1,282,242	767,523	622,172
1株当たり当期純利益		113円34銭	103円48銭	61円92銭	51円61銭
純資産額	(千円)	17,553,413	18,566,711	19,084,282	18,586,923
総資産額	(千円)	24,708,294	25,027,727	25,873,701	25,210,326

(注1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

6. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来一貫して創業者の精神である「我が信条」に謳われている経営理念、すなわち

第1; 我々の責任は、我々の商品とサービスを利用するすべてのお客様に対するものである。

第2; 我々の責任は、我々の事業に参画しているすべての社員に対するものである。

第3; 我々の責任は、我々が事業を営む地域社会、ひいては社会全体に対するものである。

第4; 我々の責任は、株主に対するものである。

を経営の基本方針としております。

「我が信条」のもと成長戦略を着実に遂行し、得られた利益を継続的な研究開発投資に充てるための内部留保、社員及び株主に三分割する考え方も経営方針としております。

(2) 当社グループの現状の認識について

農業を取り巻く環境は、世界の人口増加に伴う食料需要の拡大から、農業生産は今後も拡大するものと考えられ、世界の農薬市場は、農業生産の拡大から成長基調が継続しております。国内農業では、農業生産者の減少及び高齢化が進んでいる一方で、大規模生産者や農業法人の増加など農業生産構造の変化が現れてきております。このような中、国内農薬業界におきましては、改正農薬取締法（2018年12月施行）により一層の農薬の安全性向上が要求されており、国内の既登録農薬についても最近の科学的知見に基づいた安全性等の再評価が必要となっております。また、世界農薬市場におきましては、国内に先行し農薬登録制度の見直しが行われており、農薬使用時や残留農薬の安全性評価に留まらず生態系に対する環境影響評価が強化され、多くの既存農薬剤の登録の失効・淘汰が進んでいます。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等、国際情勢の悪化により資源価格の高騰が続くなど、依然として先行き不透明な状況が続いています。

なお、当社グループは、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国内における主な生産拠点である福島工場が操業停止となり、これにより発生した営業損害について、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償訴訟を提起しており、現在も係属中です。

(3) 当面の対処すべき課題

(イ) 研究開発

国内で導入された農薬再評価制度や諸外国における規制等の事業環境の変化を捉え、新規剤においては特徴ある製品の早期投入を、既存製品では、農薬登録の確実な維持とともに、継続的な品質改良・改善を通じた競争力の強化を課題としております。

また、従来の化学農薬のみならず、欧州の「Farm to fork」や日本の「みどりの食料システム戦略」のビジョンに合致したバイオスティミュラントや生物農薬等の研究開発にも注力して参ります。

(ロ) 生産

東京電力福島第一原子力発電所の事故により操業停止となった福島工場に代わり、西の物流拠点としての機能を備えた山口工場を2018年11月に建設し、2021年2月にはISO9001の認証を取得しました。茨城工場・直江津工場と併せた自社生産体制の向上による製品の安定供給とコスト削減に取り組むとともに、品質の更なる向上と、山口工場を加えた新たな物流体制の強化を課題としております。

(ハ) 営業・技術普及

製品の安全・適正な使用のために一層充実した技術普及活動を展開するとともに農業生産者への新しい付加価値サービスとしての土壌診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム活動、カネショウ式総合農業支援サービスとしてのカネショウゼミナールの拡大と品質向上に努めます。

(ニ) 海外事業

海外農薬市場においては、当社の独自商品を中心に各国で登録を取得し、積極的に海外展開を図っています。今後も新たな国や地域での登録取得を進める一方で、北中南米、欧州、アジア等主要地域で積極的な拡販を行うことを当面の課題としております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、100年企業を目指すため、2016年に「Lead The Way 2025」をスローガンとする長期事業計画とともに2016年からの3か年計画を策定し、その後、2019年からの3か年計画を策定し、成長のための経営基盤づくりに取り組んでまいりました。2022年からは、2025年を最終年度とする新たな中期事業計画（2022年－2025年）を策定し、創業以来の経営理念を堅持しつつ、持続的成長と企業価値向上を目指します。

(イ) 中期事業計画策定の趣旨

前中期事業計画では、収益計画は未達ではありましたが、これまでの中期事業計画で達成した成果を活かしつつ、現中期計画（2022年－2025年）の新たな施策を着実に実行してまいります。

(ロ) 中期事業計画の骨子

①経営理念

創業以来の経営理念である「我が信条」のもと、お客様、社員、社会、株主などステークホルダーのために、「どこまでも農家とともに」をモットーに、今後も事業拡大に取り組めます。

②サステナビリティ経営

「持続可能な農業の推進」、「プロダクト・スチュワードシップ活動の推進」、「人材育成、ダイバーシティの推進」の3つを重要課題として取り組めます。

③総合的サービス提供型企业

土壌分析・診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム等農家支援サービスを質・量的に拡充するとともに、それらの有機的な結合により関連する農業生産者の組織化と効率的な新たな情報提供サービスに取り組めます。また、農薬安全使用推進活動を強化し、社内プロダクト・スチュワードシップの確立を目指します。

④研究開発の充実と新たな取り組み

安全・安心な新規探索化合物の創出、新製剤・新混合剤の開発に加え、生物農薬等の研究開発や海外新市場の開拓にも積極的に取り組み、ポートフォリオの拡充と販売の技術支援を行います。

⑤安全安心と生産性向上

生産効率の向上と人員確保により、自社生産比率を高め、利益率向上を目指します。また、安全対策・品質管理・計画生産実行の徹底した運用を行います。

(ハ) 主要経営数値目標

(単位：百万円)

	2022年12月期 実績	2023年12月期 実績	2024年12月期 業績予想	2025年12月期 業績予想	2026年12月期 業績予想
売上高	16,640	15,655	16,003	17,524	18,373
営業利益	1,650	1,378	1,080	1,756	2,345
親会社株主に帰属 する当期純利益	917	605	524	1,031	1,369

7. 企業集団の主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、土壌消毒剤、害虫防除剤、病害防除剤等農業薬品の製造販売を主な事業としております。

8. 企業集団の主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

(当社)

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都千代田区	西日本支店	大阪府吹田市
北海道支店	北海道札幌市	高松営業所	香川県高松市
東北支店	青森県弘前市	九州支店	福岡県久留米市
北東北営業所	青森県弘前市	ヨーロッパ支店	ドイツ連邦共和国 シュターデ市
南東北営業所	山形県山形市	所沢事業所	埼玉県所沢市
関東支店	埼玉県所沢市	結城事業所	茨城県結城市
中部営業所	長野県長野市	直江津工場	新潟県上越市
東海支店	愛知県名古屋	茨城工場	茨城県結城市
		山口工場	山口県防府市

(Kanesho Soil Treatment SRL/BV)

本社 ベルギー王国ブリュッセル市

(AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.)

本社 大韓民国ソウル市

(株式会社KANESHO CHP)

本社 東京都千代田区

(注) (株)KANESHO CHPについては2023年12月8日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続き中でありま
す。

9. 従業員の状況（2023年12月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

	当連結会計年度末	前連結会計年度末比増減
従業員数	308名	増6名

(2) 当社の従業員の状況

	当期末	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	299名	増5名	40.8歳	12.7年

(注) (1) 及び (2) の従業員数は、就業人員を記載しております。

10. 関係会社の状況

重要な子会社の状況（2023年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.	200,000千ウォン	100.0%	農業薬品、工業薬品、肥料、包装資材及び農業用機械の製造、売買、輸出入及び仲介業務
Kanesho Soil Treatment SRL/BV	12,500千ユーロ	60.0%	農業用土壌消毒剤販売
株式会社KANESHO CHP	10百万円	70.0%	クロルピリホス剤に関する日本及び韓国における知的財産権の保有及び維持

(注) (株)KANESHO CHPについては2023年12月8日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続き中でありません。

11. 主要な借入先（2023年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	462,200
株式会社三菱UFJ銀行	446,168
株式会社三井住友銀行	201,920
株式会社山口銀行	120,200

2 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 12,116,152株、（自己株式1,288,710株を除く）
3. 株主数 4,703名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株 式 会 社 麻 生	千株 2,199	% 18.15
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,259	10.39
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	971	8.01
兼 商 産 業 株 式 会 社	800	6.60
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	685	5.66
三 井 物 産 株 式 会 社	482	3.97
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E I E D P A I F C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T	448	3.69
櫛 引 博 敬	403	3.32
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	369	3.04
ア グ ロ カ ネ シ ョ ウ 取 引 先 持 株 会	353	2.91

- (注) 1 記載株数は千株未満を切捨てて表示しております。
2 当社は、自己株式1,288,710株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
3 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫛引博敬	
代表取締役専務	井上智広	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役
取締役	木下善夫	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SRL/BV 代表取締役社長
取締役	後藤純	
取締役	船越良幸	
取締役 常勤監査等委員	長谷川正次	
取締役 監査等委員	藤倉基晴	
取締役 監査等委員	岩崎泰一	弁護士

(注) 1 会社法第2条第15号に定める社外取締役は下記のとおりです。

船越良幸氏

藤倉基晴氏

岩崎泰一氏

各氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同取引所に独立役員として届け出ております。

- 2 船越良幸氏は長年にわたり化学業界に携わり、製造・生産技術分野に精通し、会社経営についても豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- 3 藤倉基晴氏は長年にわたり金融業界に携わり、会社経営について豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 岩崎泰一氏は弁護士として法律問題に長年の経験を有しております。
- 5 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能とするべく、長谷川正次氏を常勤の監査等委員として選定しております。

【ご参考】 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の6名であります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	相 良 均	経営企画本部長 (重要な兼職) 株式会社KANESHO CHP 代表清算人
上席執行役員	城 戸 和 敏	生産本部長
上席執行役員	山 本 修	海外事業本部長 (重要な兼職) AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 代表理事 Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役
執行役員	川 口 俊	研究開発本部長 兼 開発部長
執行役員	酢 田 泰 生	営業本部長 兼 営業部長
執行役員	美 野 光 哉	技術普及本部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨定款で規定し、船越良幸氏、藤倉基晴氏及び岩崎泰一氏との間で会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

取締役及び執行役員の全員並びに管理職社員及び子会社役員の一部を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者が私的な利益又は便益の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害賠償は本保険でも填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針（以下、決定方針）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、任意の指名報酬委員会において原案を審議し、答申を受けております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とした報酬体系とし、個別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(イ) 基本報酬の決定方針

取締役の担当する業務や職責・役位、在任年数をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度を加味し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(ロ) 株式報酬の決定方針

株式報酬は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として信託を用いた株式報酬制度による自社株式としております。予め当社が定めた株式交付規程に基づいて、役位別にポイントを付与して株式報酬を決定するものとしております。

(ハ) 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月例の固定報酬としております。株式報酬は株式交付規程に定めるポイント付与日において、各役位に応じたポイントを付与し、取締役退任時に確定したポイントに応じた当社株式を交付します。

(二) 個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の基本報酬については、任意の指名報酬委員会において原案を審議し、取締役会へ答申した上で取締役会において代表取締役社長に各取締役の報酬額の決定を委任しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委任を受けた代表取締役社長は、任意の指名報酬委員会に対して個人別の具体的な報酬額の案を提示した上で、同委員会の答申の内容に従って決定をしなければならず、決定後にも改めて同委員会に対し報告をしなければならないこととしております。なお、取締役の株式報酬は、任意の指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議することとしております。

(ホ) 個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由

代表取締役社長榊引博敬に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

(2) 報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	194	165	—	29	5
〈うち社外取締役〉	〈9〉	〈9〉	〈—〉	〈—〉	〈1〉
取締役 (監査等委員)	30	30	—	—	3
〈うち社外取締役〉	〈19〉	〈19〉	〈—〉	〈—〉	〈2〉
合計	225	195	—	29	8
〈うち社外役員〉	〈29〉	〈29〉	〈—〉	〈—〉	〈3〉

- (注) 1 役員賞与金につきましては引き続き計上いたしておりません。
2 株式報酬は、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。
3 基本報酬は、2021年3月24日開催の第62回定時株主総会の決議により、報酬総額の最高限度額を取締役 (監査等委員を除く) の報酬額年額は300百万円以内 (うち社外取締役分は50百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額年額は50百万円以内と決定しております。
4 定時株主総会決議の対象となる役員の員数は、取締役 (監査等委員を除く) 3名 (うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役3名 (うち社外取締役2名) であります。
5 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) に対する株式報酬は、2021年3月24日開催の第62回定時株主総会の決議により、信託期間は2021年12月末で終了する事業年度から2022年12月末で終了する事業年度までの2事業年度 (信託期間は延長される場合があります。)、拠出金額の上限は100百万円と決定しております。当該定時株主総会決議の対象となる役員の員数は、3名であります。
6 監査等委員である取締役の報酬については株主総会の決議により決定された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該ほかの法人等との関係
該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会

当事業年度におきましては、合計16回取締役会を開催しました。取締役船越良幸氏は16回全てに、取締役（監査等委員）藤倉基晴氏は16回全てに、岩崎泰一氏は16回全てに出席しました。船越良幸氏は、長年にわたる化学業界での豊富な経験に基づいた製造・生産技術分野に関する観点から発言を行い、藤倉基晴氏は金融業界での豊富な経験及び幅広い見識から発言を行い、岩崎泰一氏は法律専門家として専門的な観点から発言を行い、コンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

ロ. 監査等委員会

当事業年度におきましては、合計16回の監査等委員会を開催しました。藤倉基晴氏は16回全てに、岩崎泰一氏は16回全てに出席し、両氏共により実効性のある監査を実現させるために、適宜意見を述べました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,650千円

- (注) 1 当社の子会社のうち「Kanesho Soil Treatment SRL/BV」はDeloitte & Touche LLPの監査を、「AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.」はDeloitte Anjin LLCの監査を受けております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- 3 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、上記のほか、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主の皆様に対する経営上の重要課題と認識しており、企業体質の強化に努めつつ、将来の発展に向けての研究開発及び設備投資を実施すると同時に、安定的な配当金の支払を継続することを基本としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第65期 (2023年12月31日現在)	科目	第65期 (2023年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	21,713,852	流動負債	4,029,394
現金及び預金	10,375,728	買掛金	1,556,386
受取手形及び売掛金	4,774,775	1年内返済予定長期借入金	301,216
電子記録債権	446,842	リース債務	4,753
商品及び製品	3,431,557	未払法人税等	36,316
仕掛品	244,632	未払金	1,348,445
原材料及び貯蔵品	2,103,489	その他	782,277
未収還付法人税等	34,117	固定負債	2,516,625
未収還付消費税等	95,348	退職給付に係る負債	244,864
その他	207,471	役員株式給付引当金	157,795
貸倒引当金	△111	長期借入金	929,272
固定資産	5,544,582	長期未払金	467,342
有形固定資産	4,804,816	リース債務	539
建物及び構築物	2,359,015	その他	716,813
機械装置及び運搬具	410,750	負債合計	6,546,020
土地	1,808,782	純資産の部	
リース資産	4,864	株主資本	19,169,768
その他	111,833	資本金	1,809,177
建設仮勘定	109,571	資本剰余金	2,206,147
無形固定資産	140,223	利益剰余金	16,823,830
その他	140,223	自己株式	△1,669,387
投資その他の資産	599,543	その他の包括利益累計額	376,891
投資有価証券	139,804	その他有価証券評価差額金	60,843
繰延税金資産	297,420	為替換算調整勘定	298,734
その他	187,318	退職給付に係る調整累計額	17,314
貸倒引当金	△25,000	非支配株主持分	1,165,754
資産合計	27,258,435	純資産合計	20,712,414
		負債及び純資産合計	27,258,435

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第65期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)
売上高	15,655,104
売上原価	9,522,990
売上総利益	6,132,114
販売費及び一般管理費	4,753,534
営業利益	1,378,580
営業外収益	
受取利息	113
受取配当金	4,201
受取地代家賃	15,734
受取保険金	36,201
為替差益	30,553
その他	8,634
営業外収益合計	95,438
営業外費用	
支払利息	8,247
支払手数料	3,603
製品補償費	350,125
その他	5,028
営業外費用合計	367,004
経常利益	1,107,014
特別利益	
債務免除益	224,405
特別利益合計	224,405
税金等調整前当期純利益	1,331,419
法人税、住民税及び事業税	276,484
法人税等調整額	65,703
法人税等合計	342,187
当期純利益	989,231
非支配株主に帰属する当期純利益	383,606
親会社株主に帰属する当期純利益	605,625

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第65期 (2023年12月31日現在)	科 目	第65期 (2023年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	18,627,954	流動負債	4,099,330
現金及び預金	7,686,161	買掛金	1,504,071
受取手形	41,576	1年内返済予定長期借入金	301,216
売掛金	4,432,761	未払金	1,538,890
電子記録債権	446,842	未払法人税等	15,520
商品及び製品	3,411,758	未払費用	328,798
仕掛品	244,632	預り金	401,922
原材料及び貯蔵品	2,057,666	リース債務	4,753
未収還付法人税等	32,732	その他	4,158
未収還付消費税等	87,221	固定負債	2,524,072
前払費用	28,120	長期借入金	929,272
その他	158,481	退職給付引当金	252,310
固定資産	6,582,371	役員株式給付引当金	157,795
有形固定資産	4,803,721	長期預り保証金	680,611
建物	2,177,455	長期未払金	467,342
構築物	181,560	リース債務	539
機械及び装置	408,058	その他	36,201
車両運搬具	2,692	負債合計	6,623,402
工具、器具及び備品	110,738	純資産の部	
土地	1,808,782	株主資本	18,526,080
リース資産	4,864	資本金	1,809,177
建設仮勘定	109,571	資本剰余金	2,206,147
無形固定資産	140,223	資本準備金	1,805,164
電話加入権	8,562	その他資本剰余金	400,983
ソフトウェア	130,480	利益剰余金	16,180,142
ソフトウェア仮勘定	550	利益準備金	217,648
その他	630	その他利益剰余金	15,962,494
投資その他の資産	1,638,427	開発積立金	1,590,000
関係会社株式	1,029,573	土地圧縮積立金	117,011
投資有価証券	139,804	別途積立金	4,175,386
従業員に対する長期貸付金	38,900	繰越利益剰余金	10,080,096
敷金及び保証金	103,352	自己株式	△1,669,387
長期前払費用	8,570	評価・換算差額等	60,843
繰延税金資産	310,143	その他有価証券評価差額金	60,843
その他	33,082	純資産合計	18,586,923
貸倒引当金	△25,000	負債及び純資産合計	25,210,326
資産合計	25,210,326		

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第65期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)
売上高	13,098,912
売上原価	7,859,869
売上総利益	5,239,042
販売費及び一般管理費	4,624,594
営業利益	614,447
営業外収益	
受取利息	5,661
受取配当金	398,801
受取地代家賃	15,734
受取保険金	36,201
為替差益	50,413
その他	11,631
営業外収益合計	518,444
営業外費用	
支払利息	5,663
支払手数料	3,603
製品補償費	350,125
その他	5,028
営業外費用合計	364,420
経常利益	768,471
税引前当期純利益	768,471
法人税、住民税及び事業税	106,314
法人税等調整額	39,984
法人税等合計	146,299
当期純利益	622,172

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

アグロ カネショウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アグロ カネショウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第65期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

アグロ カネショウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 正 次 ㊟

監査等委員 藤 倉 基 晴 ㊟

監査等委員 岩 崎 泰 一 ㊟

(注) 監査等委員 藤倉基晴及び岩崎泰一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

アグロ カネショウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

アグロ カネショウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 正 次 ㊟

監査等委員 藤 倉 基 晴 ㊟

監査等委員 岩 崎 泰 一 ㊟

(注) 監査等委員 藤倉基晴及び岩崎泰一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の配当につきましては、長期的観点に立ち安定的な配当を維持し、株主の皆様のご信頼にお応えしますことを基本的な考え方としております。

今後の事業展開を慎重に検討しました結果、第65期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円といたします。

この場合の配当総額は、205,974,584円となります。

なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき15円を配当させていただきましたので、合わせて年間1株につき32円となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日といたします。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 くしびき 榎引 ひろのり 博敬

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 兼商(株)（現アグロ カネショウ(株)）入社
- 1981年2月 当社取締役
- 1985年1月 当社専務取締役
- 1991年3月 当社代表取締役社長（現在に至る）
- 2003年12月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV代表取締役社長

● 取締役候補者とした理由

榎引博敬氏は、1991年に代表取締役社長に就任し、長年にわたり力強いリーダーシップにより当社の経営を統括し、その豊富な経験と実績を基にその成長を牽引して参りました。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、取締役の候補者といたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

生年月日

1949年6月9日

取締役在任期間

43年

取締役会出席率

100%（16回／16回）

所有する当社株式の数

403,094株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 兼商化学工業(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
- 1993年 1月 当社開発部長
- 1995年 3月 当社取締役開発部長
- 2003年12月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV取締役 (現在に至る)
- 2005年 3月 当社常務取締役研究開発本部長
- 2011年 3月 当社専務取締役
- 2016年 3月 当社代表取締役専務 (現在に至る)

生年月日
1947年 8月17日

取締役在任期間
29年

取締役会出席率
100% (16回/16回)

所有する当社株式の数
46,240株

● 取締役候補者とした理由

井上智広氏は、研究開発、海外業務などに豊富な経験を有しており、代表取締役専務として、業務全般の統括の役割を適切に果たし、当社の経営に貢献しております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、取締役の候補者いたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

3 きのした 木下 よしお 善夫

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4 月 三井物産(株)入社
- 2005年 4 月 米国三井物産 Specialty Chemicals Dept. General Manager
- 2009年 4 月 三井物産(株)機能化学品業務部 ケミカルフロンティア統括室長
- 2011年 1 月 同社ソーラービジネス事業部 第三営業室長
- 2016年 9 月 Mitsui AgriScience International S.A./N.V.
Managing Director
- 2020年11月 当社入社 顧問
- 2021年 3 月 当社取締役常務執行役員（現在に至る）
- 2021年 6 月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV 代表取締役社長（現在に至る）

生年月日

1961年 4 月30日

取締役在任期間

3年

取締役会出席率

100%（16回／16回）

所有する当社株式の数

700株

● 取締役候補者とした理由

木下善夫氏は、三井物産(株)に入社後、長年にわたり化学品部門の営業及び事業投資・事業経営に従事し、農薬販売会社及び種子事業会社の取締役を歴任して参りました。これらの経験・実績は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであると判断したため、同氏を取締役の候補者といたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年 4月 三井東圧化学(株)入社
- 2004年 9月 三井化学(株)執行役員、大阪工場長
- 2007年 4月 同社常務執行役員、生産技術副本部長兼生産技術統括部長
- 2009年 6月 同社専務取締役、生産技術本部長
- 2011年 6月 本州化学工業(株)代表取締役社長
- 2015年 6月 同社取締役会長
- 2015年 6月 東洋エンジニアリング(株) 社外監査役
- 2017年 9月 三井物産(株)ベーシックマテリアルズ本部シニアアドバイザー（現任）
- 2020年 8月 三井化学(株)ベーシック&グリーン・マテリアルズ事業本部シニアアドバイザー（現任）
- 2022年 3月 当社取締役（現在に至る）

生年月日

1950年 4月13日

取締役在任期間

2年

取締役会出席率

100%（16回／16回）

所有する当社株式の数

400株

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

船越良幸氏は、長年にわたり化学業界に携わり、製造・生産技術分野に精通し、会社経営についても豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・実績は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、同氏を社外取締役の候補者といたしました。

同氏には客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待しております。

● その他社外取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

船越良幸氏は社外取締役候補者であり、現在東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 丸和バイオケミカル(株)入社
- 2002年 3月 クロンプトン(株) 植物薬品部長
- 2009年 3月 当社入社 海外事業本部 海外開発部次長
- 2010年 4月 当社海外事業本部 海外開発部長
- 2015年12月 (出向) Kanesho Soil Treatment SRL/BV
General Manager
- 2019年 3月 AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 代表理事
(現在に至る)
- 2019年 3月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役 (現在に至る)
- 2019年 4月 当社執行役員海外事業部長
- 2023年 4月 当社上席執行役員海外事業本部長 (現在に至る)

生年月日

1963年2月16日

所有する当社株式の数

5,300株

● 取締役候補者とした理由

山本修氏は、農業化学品の営業経験に加え、製品の製造及び研究開発、海外子会社での駐在業務などを通じて幅広い経験を培ってきており、当社の事業に深く精通しております。これらの経験に基づき、経営における重要な意思決定や業務執行の監督を担っていただくことは、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであると判断したため、同氏を取締役の候補者といたしました。

● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役長谷川正次氏は辞任により退任いたします。つきましては、その補欠としての1名及び監査体制の強化・充実を図ることを目的として1名増員した、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の吉尾誠氏は長谷川正次氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1 よし お 吉尾 まこと 誠

新任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)三和銀行入行
- 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行 監査部業務監査室上席調査役
- 2014年8月 当社入社 経営企画本部経営企画室課長
- 2015年4月 当社内部監査室長（現在に至る）

生年月日

1961年1月8日

所有する当社株式の数

1,000株

● 監査等委員である取締役候補者とした理由

吉尾誠氏は、金融機関での勤務経験で培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社入社後は内部監査部門で監査実務に従事し、豊富な経験を積まれてきました。これらの経験と知識を当社の経営の監査等に活用していただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者といたしました。

● その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年 8 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2006年 6 月 公認会計士登録
- 2011年 1 月 西育良公認会計士事務所入所
- 2018年 4 月 特定非営利活動法人ジェン 監事（現在に至る）
- 2019年 8 月 アクト有限責任監査法人 社員（現在に至る）

生年月日

1977年12月15日

所有する当社株式の数

0株

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

植田史恵氏は、公認会計士として企業会計に関して豊富な経験と高度な専門性、国際経験も含めた幅広い見識を有しており、これらの知見に基づいた当社の経営に対する監査は、持続的で健全な成長に資するものであると判断し、監査等委員である社外取締役の候補者としていたしました。

同氏には、社外取締役として客観的な立場から当社の経営について意見・助言等をいただくことによって、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営監督機能の強化に貢献していただくことを期待しております。

● その他監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

植田史恵氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

当社は、原案どおり選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2025年2月に更新する予定であります。

【ご参考】 当社の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。
 (本株主総会において、各候補者が選任された場合)

氏名	社内 社外別	当社が求める専門性のうち、特に活かすことができるスキル (主なもの最大3つを選定)						
		企業経営	財務	法務	グローバル	営業	研究開発	生産技術
櫛引 博敬	社内	○			○	○		
井上 智広	社内	○					○	○
木下 善夫	社内	○			○	○		
船越 良幸	社外	○			○			○
山本 修	社内				○		○	○
吉尾 誠	社内	○	○	○				
藤倉 基晴	社外	○	○		○			
岩崎 泰一	社外	○	○	○				
植田 史恵	社外		○	○	○			

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制が整えられており、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在場所及び沿革等は、次のとおりであります。

(2024年1月1日現在)

名称	監査法人アヴァンティア		
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区三番町3番地8		
沿革	2008年5月 監査法人アヴァンティア設立		
概要	構成人員	パートナー	18名
		公認会計士	77名
		公認会計士試験合格者	47名
		その他	46名
		合計	188名
	関与上場企業数		37社

以 上

【株主メモ】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月下旬開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 12月31日 中間配当金 6月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日休日を除く)

【株主優待制度について】

当社は、株主の皆様への公平な利益還元の見点から慎重に検討を重ねた結果、株主の皆様への還元は、配当金による直接的な利益還元を充実させていくことがより適切であると判断し、2023年7月28日に公表いたしました「株主優待制度廃止に関するお知らせ」のとおり、2022年12月31日を基準日とした当社株主名簿に記載された1単元（100株）以上を保有されている株主の皆様に進呈しました株主優待をもちまして株主優待制度を廃止させていただきました。

今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付け、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

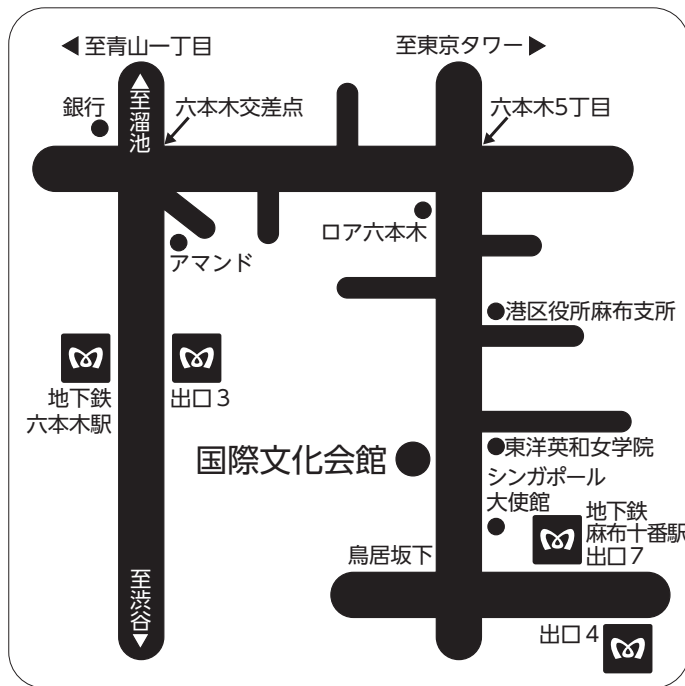
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2024年3月28日(木曜日)
午前10時

開催
場所

東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館 地下1階
岩崎小彌太記念ホール



交通の ご案内

- 東京メトロ日比谷線 「六本木駅」 出口3 より 徒歩約10分
- 都営大江戸線 「麻布十番駅」 出口7 より 徒歩約5分
- 東京メトロ南北線 「麻布十番駅」 出口4 より 徒歩約8分

公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。



アグロ カネショウ株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
<https://www.agrokanesho.co.jp/>